

秋田市告示第192号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和4年7月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
有限会社 サンショウ	有限会社サ ンショウ	秋田市山王沼田町 6番29号 カルデ ィア山王1階	令和4年6月30日	福祉用具 貸与、介 護予防福 祉用具貸 与、特定 福祉用具 販売、特 定介護予 防福祉用 具販売